

## ■ 制度の概要

先行許可制度とは、

- 1 (特別管理) 産業廃棄物処理業
- 2 産業廃棄物処理施設の設置
- 3 一般廃棄物処理施設の設置

に係る許可を受けている者が、新たに許可を申請する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）施行規則に定める全ての添付書類を提出して許可を受けた別の許可証（以下「先行許可証」という）の提出をもって、欠格要件に係る審査のために必要な「住民票の写し」等の添付書類の省略を求める制度です。

大津市では、中核市に移行した平成21年4月1日から、この先行許可制度を導入することとしました。

例えば、

全ての添付書類を提出して産業廃棄物処理業の許可をうけた許可業者

ケース1

大津市で産業廃棄物収集運搬業の許可をうけた許可業者の場合

大津市で  
特別管理産業廃棄物収集運搬業  
の許可申請

(先行許可の活用)

住民票の写し等、添付種類の省略  
ができます。

※添付書類の省略の申立書

※申請者において原本証明した

先行許可証の写し

の添付が必要です。

ケース2

他府県等で産業廃棄物収集運搬業の許可をうけた許可業者の場合

大津市で  
産業廃棄物収集運搬業  
の許可申請

(先行許可の活用)

住民票の写し等、添付種類の省略  
ができます。

※添付書類の省略の申立書

※申請者において原本証明した

先行許可証の写し

の添付が必要です。

\*申請に活用できる先行許可証は5年以内のものに限ります。

\*大津市のみで許可を受けている場合、更新許可申請では先行許可制度は活用できません。

\*省略できる添付書類は十分にご確認ください。

◆対象となる許可申請等

対象となる許可申請等は次のとおり、産業廃棄物処理関係および一般廃棄物処理施設関係とします。

(1) 産業廃棄物関係

産業廃棄物収集運搬業の許可(更新・新規)	法第14条第1項
産業廃棄物処分業の許可(更新・新規)	法第14条第6項
産業廃棄物処理業の変更許可	法第14条の2第1項
特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(更新・新規)	法第14条の4第1項
特別管理産業廃棄物処分業の許可(更新・新規)	法第14条の4第6項
特別管理産業廃棄物処理業の変更許可	法第14条の5第1項
産業廃棄物処理施設の設置許可	法第15条第1項
産業廃棄物処理施設の変更許可	法第15条の2の5第1項
産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可	法第15条の4において準用する 法第9条の5第1項
産業廃棄物処理施設にかかる合併又は分割の認可	法第15条の4において準用する 法第9条の6第1項
産業廃棄物処理施設にかかる相続の届出	法第15条の4において準用する 法第9条の7第2項

(2) 一般廃棄物処理施設関係

一般廃棄物処理施設の設置許可	法第8条第1項
一般廃棄物処理施設の変更許可	法第9条第1項
一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可	法第9条の5第1項
一般廃棄物処理施設にかかる合併又は分割の認可	法第9条の6第1項
一般廃棄物処理施設にかかる相続の届出	法第9条の7第2項

◆ 住民票の写し等の代用となる許可証（先行許可証の要件）

1 産業廃棄物関係

(1) 先行許可証として用いることができる許可証は平成12年10月1日以降に住民票の写し等を添付して受けた表1に掲げる許可に係るものに限られます。

(2) 先行許可証として用いることができる期間は当該先行許可の日から5年間に限られます。

したがって、産業廃棄物処理施設の許可については、有効なものであっても、許可の日から5年を経過したものであるときは当該許可に係る許可証の提出をもって住民票の写し等に代えることはできません。

また、先行許可の更新の申請の際に当該先行許可証の提出をもって、住民票の写し等に代えることはできません。

なお、変更許可及び新規許可の申請時に住民票の写し等を添付し許可を受けたときには、当該許可に係る許可証について先行許可証として用いることができる期間は、当該許可の日から5年間となります。

(表1)

産業廃棄物収集運搬業の許可証	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証
産業廃棄物処分業の許可証	特別管理産業廃棄物処分業の許可証
産業廃棄物処理業の変更許可証	特別管理産業廃棄物処理業の変更許可証
産業廃棄物処理施設の許可証	
産業廃棄物処理施設の変更許可証	

## 2 一般廃棄物処理施設関係

先行許可証として用いることが出来る許可証は、住民票の写し等を添付して受けた一般廃棄物処理施設設置許可証または一般廃棄物処理施設変更許可証で、用いることができる期間は当該先行許可の日から5年間となります。

### ◆ 省略することができる添付書類

省略することができる添付書類は次のとおりです。

ただし、事業計画等審査願提出時点から

◇添付書類の省略の申立書

◇申請者において原本証明した先行許可証の写し

を添付することが必要です。

また、本申請時点において、先行許可証の原本を提示してください。

## 1 産業廃棄物関係

(規則第9条の2第2項に掲げる書類のうち第9号から第14号に掲げる書類)

- (1) 申請者が個人である場合
  - ・ 住民票の写し
  - ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (2) 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 (誓約書)
- (3) 申請者が未成年者である場合
  - ・ 法定代理人の住民票の写し
  - ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (4) 申請者が法人である場合
  - ・ 役員の住民票の写し
  - ・ 役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
  - ・ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 (株主) の住民票の写し
  - ・ 株主の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
- (5) 申請者に令第六条の十に規定する使用人 (政令使用人) がある場合
  - ・ 政令使用人の住民票の写し
  - ・ 政令使用人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

## 2 一般廃棄物処理施設関係

(規則第3条第5項に掲げる書類のうち第10号から第15号に掲げる書類)

- (1) 申請者が個人である場合
  - ・ 住民票の写し
- (2) 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 (誓約書)
- (3) 申請者が未成年者である場合
  - ・ 法定代理人の住民票の写し
- (4) 申請者が法人である場合
  - ・ 役員の住民票の写し
  - ・ 株主の住民票の写し (これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
- (5) 申請者に令第四条の七に規定する使用人 (政令使用人) がある場合
  - ・ 政令使用人の住民票の写し